

議案第4号

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年6月14日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

別表（第2条関係）

事務	市町村等
略	
10の2 鳥取県石綿健康被害防止条例（平成17年鳥取県条例第67号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(12) 略 <u>(13) 第10条の2の規定による石綿含有材料等の処理の状況の報告等の受理</u> <u>(14) 略</u> <u>(15) 略</u> <u>(16) 略</u> <u>(17) 略</u> <u>(18) 略</u>	鳥取市
略	
19の21 鳥取県食品衛生条例（平成12年鳥取県条例第17号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)・(2) 略	鳥取市
19の22 鳥取県食品衛生条例の施行のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの	鳥取市
<u>19の23</u> 略	

別表（第2条関係）

事務	市町村等
略	
10の2 鳥取県石綿健康被害防止条例（平成17年鳥取県条例第67号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(12) 略 <u>(13) 略</u> <u>(14) 略</u> <u>(15) 略</u> <u>(16) 略</u> <u>(17) 略</u>	鳥取市
略	
19の21 鳥取県食品衛生条例（平成12年鳥取県条例第17号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)・(2) 略	鳥取市
<u>19の22</u> 略	

19の24 略

略

19の23 略

略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。